
3 0 2 7 . 別送品輸出申告一覧照会

業務コード	業務名
I U E	別送品輸出申告一覧照会

1. 業務概要

別送品輸出申告（貨物が搬入前に行われた申告（以下、「搬入前申告」という。）を含む。）または別送品輸出許可内容変更申請に係る情報を検索・抽出し、一覧で照会する。

照会種別として以下の指定ができる。

（１）事項登録一覧（照会種別「Ａ」）

「別送品輸出申告事項登録（ＵＥＡ）」業務後、別送品輸出申告が行われていない別送品輸出申告番号に係る情報を照会する。

（２）申告一覧（照会種別「Ｂ」）

別送品輸出申告（搬入前申告を含む。）が行われた別送品輸出申告番号に係る情報を照会する。（別送品輸出許可済から別送品輸出許可内容変更申請承認済の情報を含む。）

（３）未許可申告一覧（照会種別「Ｃ」）

別送品輸出申告後（搬入前申告を含む。）、許可前の別送品輸出申告番号に係る情報を照会する。

（４）未許可申告一覧（搬入後処理未済）（照会種別「Ｄ」）

搬入前申告済で搬入後処理前の別送品輸出申告番号に係る情報を照会する。

（５）未許可申告一覧（搬入後）（照会種別「Ｅ」）

以下の情報を照会する。

①搬入後申告済で許可前の別送品輸出申告番号に係る情報。

②搬入前申告後、搬入後処理済で許可前の別送品輸出申告番号に係る情報。

（６）通関士審査対象申告一覧（照会種別「Ｋ」）

事項登録業務後、申告・申請が行われておらず、「通関士審査結果登録（ＣＣＡ）」業務により通関士審査結果が登録されていない申告等番号に係る情報を照会する。

2. 入力者

（１）海上の場合

税関、通関業

（２）航空の場合

税関、航空貨物代理店、通関業

3. 制限事項

１回での照会件数は最大２００件とする。ただし、申告税関官署コードに「ＡＬ」が入力された場合は、１官署分のデータを照会する。

4. 入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②入力者が税関以外の場合で、入力者と異なる利用者の照会を行う場合は、照会可能な旨がシステムに登録されていること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 別送品輸出申告番号抽出処理 (○：抽出条件項目)

(A) 照会種別毎に表の抽出条件に該当する別送品輸出申告番号を抽出する。

表. 別送品輸出申告番号抽出条件

項番	別送品輸出申告番号抽出条件	A	B	C	D	E	K
1	入力された照会対象年月日＝申告予定年月日である	○					○* ¹
2	入力された照会対象年月日＝申告年月日である		○	○	○	○	○* ¹
3	入力された通関業者コード＝事項登録業務を行った入力者である	○					
4	入力された通関業者コード＝申告者である		○	○	○	○	
5	入力された申告税関官署コードが別送品輸出申告DBに登録されている ただし、申告税関官署コードに「AL」が入力された場合を除く	○	○	○	○	○	○
6	入力された申告先部門コードが別送品輸出申告DBに登録されている	○	○	○	○	○	○
7	別送品輸出申告済である(搬入前申告を含む)		○	○	○	○	
8	別送品輸出申告がされていない	○					
9	別送品輸出許可がされていない			○	○	○	
10	入力された代理店コード＝別送品輸出申告DBに登録されている代理店コードである	○	○	○	○	○	
11	搬入前申告である場合は、搬入後処理済である					○	
12	搬入前申告済みで搬入後処理が行われていない* ²				○		
13	入力者が通関士審査業務実施可能者である						○
14	通関士審査がされていない						○
15	入力された通関士コードが別送品輸出申告DBに登録されている		○	○	○	○	

A：事項登録一覧

B：申告一覧

C：未許可申告一覧

D：未許可申告一覧(搬入後処理未済)

E：未許可申告一覧(搬入後)

K：通関士審査対象申告一覧

(*1) 申告前の場合は申告予定年月日、申告済みの場合は申告年月日と一致するものを抽出する。

(*2) 搬入前申告後、貨物が搬入され、起動した「輸出申告搬入後処理(C EW/1 CE/3 EW)」業務がエラーとなった別送品輸出申告情報を含む。

(B) 継続処理

照会可能な別送品輸出申告情報が200件を超える、または次の官署データが存在する場合は、照会情報を再度送信することにより次の別送品輸出申告情報を抽出し、照会する。

ただし、抽出条件が変更された場合は、変更された抽出条件に合致する別送品輸出申告情報を先頭から抽出し、照会する。

(3) 別送品輸出申告一覧照会情報編集出力処理

別送品輸出申告DBより別送品輸出申告一覧照会情報の編集及び出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
別送品輸出申告一覧照会 情報	なし	入力者

7. 特記事項

(1) 入力画面コードについて

本業務は海上、航空で入力画面が異なるため、以下の画面コードを指定する必要がある。

指定する画面コード	選択条件
S E A	海上の申告を照会する場合
A I R	航空の申告を照会する場合

(2) 航空貨物代理店、通関業両方の資格を持つ利用者が本業務を行った場合は、通関業として処理を行う。